

令和 6 年 1 2 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 6 年 1 2 月 2 6 日

長野県安曇野市農業委員会

令和 6 年 1 2 月 安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和 6 年 1 2 月 2 6 日

○会議の日時 令和 6 年 1 2 月 2 6 日 午後 1 時 3 0 分

○招集の場所 安曇野市役所 4 階大会議室

○出席委員（22 名）

1 番	渡 辺 由 枝 君	2 番	中 島 博 幸 君
3 番	山 田 稔 君	5 番	堀 内 伸 一 君
6 番	高 山 万 寿 君	7 番	加 島 美智代 君
8 番	藤 岡 喜美夫 君	9 番	齋 藤 岳 雄 君
10 番	二 木 寿 夫 君	11 番	平 林 明 美 君
12 番	三 枝 守 和 君	13 番	細 萱 美 嗣 君
14 番	降 籬 治 喜 君	16 番	小 林 正 君
17 番	一 志 寛 君	18 番	中 野 隆 洋 君
19 番	平 林 平 君	20 番	丸 山 新 悟 君
21 番	望 月 慎 二 君	22 番	請 地 康 仁 君
23 番	丸 山 隆 也 君	24 番	佐 原 悦 司 君

○欠席委員（1 名）

15 番 中 村 正 君

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北 條 敦 君	事務局長	森 和 哉 君
事務局員	沖 和 義 君	事務局員	飯 田 佳 乃 君

午後 1 時 3 0 分 開会

○事務局（北條 敦君） それでは、安曇野市農業委員会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本総会でございますけれども、現在の出席者数が 22 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項の規定によりまして、本会議は成立いたします。

なお、15 番、中村正委員から欠席の届出が出てございます。

また、この会議は、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例によりまして、同条例施行規則に基づきまして発言には十分ご注意を願いたいと思います。

○議長（佐原悦司君） 次に、議事録署名人を指名いたします。

農業委員会会議規則第19条の規定によりまして、議長より指名をいたします。

11番、平林明美委員、12番、三枝守和委員、2名、よろしく願いをいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条に基づきまして、総会の会議の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長がこれを決することといたしますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、事務局にお伺いいたします。本日、傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森 和哉君） おりません。

○議長（佐原悦司君） はい、分かりました。

○議長（佐原悦司君） それでは、議事に入る前に、事務局より議案の訂正をお願いしたいと
のことですので、事務局、お願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 2か所の訂正をお願いします。

議案集45ページ、整理番号612265の利用権の設定を受ける者の氏名を、その前後の整理番号に記載してあります氏名と同一とするよう訂正をお願いします。

続いて、議案集53ページ、受付番号1号の所要面積を0.58㎡から30㎡に、また、建築面積を30㎡から0.58㎡に訂正をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。事務局より説明がございました。それでは、そのように訂正をお願いいたします。

それでは、日程どおりに進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、三郷、堀金地域は12月20日、豊科、穂高、明科地域は12月24日に地域委員会を開催し、協議をしております。本日の審議は、総会の意見を求めるものでございます。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。

66番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案集の1ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、登記地目は田、面積が212㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が941.53㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の1ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当委員より説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番の細萱です。

申請番号66番の申請理由をご説明いたします。

渡人は市外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したい。

以上です。ご審議お願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数によって許可といたします。

続きまして、67番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は明科地域で、登記地目は田、面積が432㎡です。受人の経営面積は124㎡、渡人の経営面積が5,587㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

申請番号67番について説明をいたします。

申請事由ですが、渡人は申請地を相続で取得したが、耕作が困難なため譲渡したい、また、受人は規模拡大による農地集積をしたいということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可といたします。

議案第 2 号 農地法第 4 条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第 2 号 農地法第 4 条許可申請審議を上程いたします。

37 番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 2 ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第 3 種農地です。登記地目は畑、面積が 50m²です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の 3 ページ、4 ページでご確認ください。

委員番号 11 番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○ 1 1 番（平林明美君） 委員番号 11 番、平林です。

申請番号 37 番について説明いたします。

転用事由は、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、38 番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第 1 種農地です。登記地目は田、面積が 224 m²です。申請内容は住宅敷地（住宅）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の 5 ページ、6 ページでご確認ください。

委員番号 15 番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号15番、中村委員に代わって、事務局より申請番号38番について説明いたします。

転用事由は、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということであります。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、39番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が698.3㎡です。申請内容は事業敷地・住宅敷地で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の7ページ、8ページでご確認ください。

委員番号9番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○9番（齋藤岳雄君） 9番、齋藤です。

申請番号39番について説明いたします。

転用事由について、申請人は申請地を事業敷地・住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、40番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 3ページをお願いします。

申請地は堀金地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が197㎡です。申請内容は住宅敷地(通路)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の9ページ、10ページでご確認ください。

委員番号9番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○9番(齋藤岳雄君) 9番、齋藤です。

申請番号40番について説明いたします。

転用事由につきましては、受人は申請地を住宅敷地(通路)として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、41番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は明科地域の2筆で、第2種農地です。登記地目は畑、面積が計227㎡です。申請内容は住宅敷地(庭)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の11ページ、12ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

申請番号41番について説明をいたします。

転用事由ですが、申請人は現在の敷地だけでは駐車場が不足するため、申請地に駐車場及び物置を建築したいということでございますが、続いて、若干補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（佐原悦司君） はい、どうぞ。

○5番（堀内伸一君） 別冊資料の11ページの下段航空写真にありますように、申請地赤枠の中に白い部分がございます。これがパイプハウスということで現在建っておりますが、これについて実際には農業以外のものも含まれているということでございますので、既に建っているということを含めまして、また、道の反対側の小さい面積の赤枠に中におきましても、現在枕木のようなものを並べて、既に駐車場というようなことでなっているということで確認しておりますので、これにつきましては農地転用の追認申請ということでお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） 以上説明がございました。詳しい内容もございましたけれども、この説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございましたので、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第3号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

133番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 4ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が1,982㎡です。申請内容は宅地分譲（8区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の13ページ、14ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

申請番号133番について説明をいたします。

転用事由でございますが、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、宅地分譲として販売したいという事由でございます。審議をよろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、134番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域の2筆で、第3種農地です。登記地目は田、面積が計489㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の15ページ、16ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

申請番号134番について説明をいたします。

借人は現在借家に居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したいという事由でございます。審議をよろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、135番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は畑、面積が223㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の17ページ、18ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

申請番号135番について説明をいたします。

受人は貸し駐車場としての拡張及び通り抜け道路として利用するため、申請地を駐車場として造成し、貸し駐車場として賃貸したい、こういう内容でございます。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、136番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 5ページをお願いします。

申請地は豊科地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計822㎡です。申請内容は駐車場（一時転用）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の19ページ、20ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号136番について説明いたします。

転用事由ですが、借人は児童館に近く、各行事の参加者が駐車できる申請地を一時的に駐車場として利用したいとのことです。審議よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 1点お聞きしますが、一時転用というのは大概期限がございますが、期限というのが書いてございませんけれども、どうでしょうか。

○事務局（森 和哉君） 許可日から3年間となっております。

○議長（佐原悦司君） 許可日より3年間ね。分かりました。

その他、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、137番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は畑、面積が82㎡です。申請内容は建売住宅（1棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の21ページ、22ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号137番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したいとのことです。審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、138番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、第3種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計561㎡です。申請内容は長屋住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の23ページ、24ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林です。

申請番号138番について説明いたします。

転用事由は、受人は駅に近く、周辺に類似の賃貸住宅があり、住環境がよいため、隣接する宅地を含め申請地に長屋住宅を建設したいということです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

三枝委員、どうぞ。

○12番（三枝守和君） 初めて出てきた言葉だと思うんですけども、長屋住宅とは何ですか。

○議長（佐原悦司君） 三枝委員より長屋住宅というのはどういうものかということでございますが、事務局、説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 長屋住宅は、簡単に言えばアパート、建築基準法上の言葉になります。建築基準法上、アパートは長屋住宅もしくは共同住宅というような言葉で定義されておりまして、細かくは建築基準法に沿ったことになるのですが、このタイプの住宅といいますと、全てが独立した集合住宅というようなことで思っただけだと思います。入り口も独立、階段も独立、そういうような建物になります。ちなみに、共同住宅というのが、例えば階段とか踊り場を共有する部分があったりする、そういったものを共同住宅といいますので、どちらもアパートと思っただけだと思います。

以上です。

○議長（佐原悦司君） そのような説明でよろしいでしょうか。

○12番（三枝守和君） はい、ありがとうございます。

○議長（佐原悦司君） 皆さん、よろしいですか。

その他、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、139番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 6ページをお願いします。

申請地は穂高地域の2筆で、第3種農地です。登記地目は畑、面積が計209㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の25ページ、26ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○11番(平林明美君) 委員番号11番、平林です。

申請番号139番について説明いたします。

転用事由は、借人は現在借家に居住しているが、今後のことを考え、実家に接続する申請地に住宅を建築したいということです。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまから採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、140番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域の2筆で、第2種及び第3種農地です。登記地目は田、面積が計65㎡です。申請内容は住宅敷地(庭)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の27ページ、28ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号140番案件についてご説明をいたします。

転用事由につきましては、受人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいというものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまから採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、141番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が121㎡です。申請内容は住宅敷地（駐車場）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の29ページ、30ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号141番について説明いたします。

転用事由は、借人は申請地を駐車場として利用していたが、農地法の手続を失念していたため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということであります。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、142番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 7ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が17㎡です。申請内容は住宅敷地(庭)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の31ページ、32ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○12番(三枝守和君) 委員番号12番、三枝です。

申請番号142番について説明いたします。

転用理由です。受人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。審議をよろしく願います。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、143番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が761㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の33ページ、34ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

申請番号143番について説明いたします。

転用事由なのですけれども、受人は現在借家に居住しているが、今後のことを考え、利便性のよい申請地に住宅を建築したいということです。

すみませんが、ちょっと補足説明させていただきたいと思います。

○議長（佐原悦司君） はい、どうぞ。

○12番（三枝守和君） 穂高地域委員会の中で、ここに入っていく接続道路がないわけで、この黄色い部分になっているところが接続道路ということで申請が上がってきております。その黄色い枠の両側が渡人の住居なのです。ということは、そこが駐車場もしくはそのうちの通路に当たっているわけで、委員会が終わった後、推進委員と私2人でちょっと現場をもう一回確認しようということで現場を再確認してきました。これはちょっと難しい、入っていくところがないねと話になって、ちょうどそのときに渡人が帰ってこられまして、今後いろんな問題があるんじゃないかということで、その本人とは話をしまして、ちょっと検討してみますかという話になりました。ちょうど地番でいって■■■■の西側です。左側に同じ土地の所有者、渡人の土地なのですけれども、あるものですから、そこを進入路にしたらどうですかと、その話でしてきました。今後、渡人がどういう対応をするかは分からないのですけれども、そんな話であります。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局のほうで、ただいま三枝委員がそのような話となっておりますが、申請の受付のときにどのような話があったのでしょうか。

○事務局（森 和哉君） こちらは、建築基準法上の接道の義務が果たされておりまして、土地利用の条例においても確認申請がとれるような図面になっておりますので、特段問題はないものと判断しております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） 三枝委員、いかがでしょうか。また、穂高の地区委員の方、ご意見がございましたらお願いをいたします。

○12番（三枝守和君） 確かに、いろんな問題で多分これで出てきた申請を受理したということなのですけれども、確かにそう言われてしまうとそうなのですけれども、緊急時、何かあった場合にはここに入っていく接続道路がないので、貸し借りという形で正式文書を交わして、それともちょっと分からないのですけれども、そこら辺のところがちょっと私らは不明な点がありまして、やはり進入路はそのうちの敷地の中、玄関先を通過して入っていくのですけれども、軽自動車1台分かな、1.5分しかないので、これはちょっと何かあったときはまずいじゃないかという形で、そういう意見が出たということです。報告いたします。

○議長（佐原悦司君） 付随しまして、同様の意見がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 1点事務局にお伺いしますが、渡人が亡くなられて相続した場合、この相続の関係で相続人が嫌だよと言えどなるの、これ。

○事務局（森 和哉君） 通行に関しては同意書を地主から得ておりますし、恐らく地役権設定で権利設定をとると思いますので、権利は残されるものと考えております。

また、これ私、開発の部局にいるときからやっていた件なのですけれども、ここの接道しかとれないと、当初から我々のほうもこの接道については疑問を抱いているところでして、ほかからとるようという案内をしているのですけれども、やはりここしかとれないということでこの解決に至っているの、地主さんのほうで検討しますということになったとしても恐らくこれでしかとれないのかなと。逆に、ほかの部分でとるということになると、これが建たなくなってしまう案件になってしまうかなと思いますので、また、設計士さんとも打合せしながら接道をとってこの形にしているところなので、ちょっとなかなか今さら接道を変えるというのは難しいかなとは思っております。

○議長（佐原悦司君） 下水関係もこの黄色い線で、ここに下水をつなげるということかな。

○事務局（森 和哉君） 恐らくそうですね。

○議長（佐原悦司君） 皆さん、ご意見どうですか。いろいろ心配される、危惧されることもあろうかと思いますが。

はい、どうぞ。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

今、協議になっている件と違うのですが、申請地が赤枠内ということですよ。それで、建物が建っているということによろしいのですか。

○議長（佐原悦司君） 事務局、どうぞ。

○事務局（森 和哉君） 更地になって是正されております。建物が実は違反転用なので、全部壊していただきまして、更地にさせていただいて今の申請となっております。

○議長（佐原悦司君） ほかにご意見等ございましたら。

三枝委員、いろいろご意見、危惧されることもあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○12番（三枝守和君） 受け付ける際にその確認をして、問題がないということで受理したと、ただ、いろいろな問題が出てくるんじゃないかと思って私はちょっと考えて、これは別途のところに進入路を設けたほうがいいんじゃないか。要するに、人んちの玄関先を通過して、しかも裏庭の狭いところを通過するという形なものですから、私が余分な心配をするなど言われればそれまでだと思いますけれども、いろんなところでちょっと危機管理の面からいったときに問題があるんじゃないかというのを踏まえて、ちょっとその本人に話を聞いてという形で、みんなは賛成は最終的にしたのですけれども、進入路の問題がちょっと三角からクエスチョンで残ったという感じなものですから、ここで再度事務局のほうにお話を聞いて、そ

の説明を受けようと、そういう形で今日は出席したということです。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。穂高地区で現地確認の当番をやられました丸山委員、いかがでしょうか。

○20番（丸山新悟君） 確かに、三枝委員のように西からとったほうがスムーズに出入りができるというのは、法的上それでいいといえましょうがない。確かに現場を見ると、やはり出入りするに当たってはちょっとこの近くを通ったら厳しいような状況が感じられるので、今後どうなんだということは三枝委員のとおり心配されるところです。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ほかにご意見ございましたら。

ご意見がなければ採決に移りますが、いかがでしょうか。よろしいですか。もう少し意見を聞きたいとか。

堀内委員、どうぞ。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

先ほどの説明の中で、この一体開発地について同意書が出ているというような説明であったかと思うんですが、先ほどの例えば下水道を通らせるとか、それを含めてもう少し、同意書というのは、それは一つの契約行為かもしれないですけども、同意書というのは片側だけですよ。契約書というところまでいなくていいのかどうかというあたりをちょっと確認したいと思いますが。将来的に、先ほど相続とかいう話も出たのですが、実際にやってみたらやっぱりというようなことだったり、先ほどの説明でいきますと通りにくいとか、そういうことになってくると、ちょっと将来的な安定性がないというように思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐原悦司君） 同様のご意見がございましたら。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） なければ、事務局で説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 農地法上の許可基準の中まで、そこまで担保をとるというような書類というのは、法律上はあまり求められるものではないところであって、最低限のところでは我々は聴取はできないので、今後、下水道を敷く、そういったところについては個別にまたそういった契約書等が結ばれるものとは思いますが、我々農地法の許可基準、一般基準や立地基準に沿って判断しているところなので、あまりそこら辺まで深くは、思っても過剰な要求になってしまいますので、審査上は同意書止まりというところであります。そこら辺はちょっとご了承いただけたらと思います。

○議長（佐原悦司君） 堀内委員、どうぞ。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

ちょっと発言の前に、私どもは起立して発言をしておりますので、事務局も起立して説明なりお答えをいただくというのが一応礼儀というものではないですか。そう思いますが、す

みません、余計なことを申し上げましたが。

転用のその実現可能性が危ういということになれば、それは書類は受け付けてはいけないというふうに思います。だったら、こうやるからいいとかというような感じで、転用の実現性があるから許可をしましょうという、それが本来の形だと思うんです。あとは、例えば下水が必要になれば、そのときにもう少ししっかりした契約書なりでやればいいのかというのはちょっと筋が違ふような気がいたします。お願いします。

○議長（佐原悦司君） 同様の意見がございましたら、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） なければ、事務局で説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） この案件は、農地転用の前に土地利用条例の手続を終えております。土地利用条例においては上水道、下水道、あと、その他関係する法令の手続を必要としておりまして、その辺の手続が完了しているものですから、土地利用条例の承認が下りております。その承認を基に農地転用のほうも申請を受け付けておりますので、また、資金計画等からも確実性があるものとして受け付けております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

堀内委員、どうぞ。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。たびたびすみません。であれば、最初からそういうご説明をいただいて、そうするとそんな協議をしなくて済むのではないかと思うんですが、当初から説明をいただければというふうに思いました。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

三枝委員、どうぞ。

○12番（三枝守和君） 12番、三枝です。

そうしたら、もし本人から、こういう申請が出てきて問題ない、受理しますと、受理した後これちょっとまずいところが1か所2か所出てきたのだといって、本人からこのところを手直し、業者からも手直しが出た場合は、それは受け付けるのですか。そのまま我々のほうでいいですよと許可を出せば、もう変更できないのか、そういうところが問題なので、渡人と受人がこうしたいと言った場合、今の計画の一部の変更というのは可能なわけですね。そこだけちょっとお聞きしたいです。

○議長（佐原悦司君） 同様の意見がございましたら、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） なければ、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 農地に関わる場所の変更であれば、農地転用の計画変更申請を行っていただき、必要であればまた5条等を取り直していただく、宅地内の変更については土

地利用条例において軽微な変更等の手続を必要になるかどうかを、担当課の判断ですけれども、そういった手続によって可能となります。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

三枝委員、いかがでしょうか。

○12番（三枝守和君） ありがとうございます。なかなか右と左、真ん中というふうな法律的な問題があるというのは今初めて再確認したのですが、ただ、我々は老婆心ながら、この状況ではまずいのではないかということです、この場をお借りして説明したということです。いろいろすみませんでした。ありがとうございます。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ほかにこの143番案件につきましてご意見等がございましたらお願いをいたします。なければ、採決に移りますが、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 大分ご意見が出ましたので、賛否を問いますが、これから賛成の皆さんの挙手をお願いするわけでございますけれども、しっかり手を挙げていただくようお願いいたします。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。ありがとうございます。

続きまして、144番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域の3筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計2,932㎡です。申請内容は建売住宅（8棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の35ページ、36ページでご確認ください。

委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○2番（中島博幸君） 委員番号2番、中島です。

申請番号144番について説明させていただきます。

転用事由、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したいということです。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

広域的な面積の宅地造成でございます。三郷の地域委員会でほかに何かご意見等はございましたでしょうか。

○2番（中島博幸君） 大きい土地ですけれども、別にこの土地についてはこれといったご意見はありませんでしたので。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、145番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いいたします。

申請地は三郷地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が1,408㎡です。申請内容は特定建築条件付き土地（5区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の37ページ、38ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

145番案件について説明いたします。

転用事由、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、特定建築条件付き土地として販売したい。以上ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、146番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が1,039㎡です。申請内容は建売住宅（3棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の39ページ、40ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○21番（望月慎二君） 委員番号21番、望月です。

申請番号146番について説明いたします。

転用事由、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したいということです。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、147番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域の2筆で、第3種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計91㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の41ページ、42ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○21番（望月慎二君） 委員番号21番、望月です。

申請番号147番について説明いたします。

転用事由、借人は申請地を住宅敷地（庭）として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、148番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 9ページをお願いします。

申請地は堀金地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が91㎡です。申請内容は理容室で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の43ページ、44ページでご確認ください。

委員番号9番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○9番(齋藤岳雄君) 9番、齋藤です。

申請番号148番について説明をいたします。

転用事由につきましては、借人は理容室の独立開業のため自宅に隣接する申請地に理容室を建築したいということです。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、149番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は堀金地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が391㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の45ページ、46ページでご確認ください。

委員番号17番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○17番（一志 寛君） 17番、一志です。

申請番号149番について説明いたします。

転用事由ですが、借人は現在借家に居住しているが、今後のことを考え、利便性のよい申請地に住宅を建築したいということであります。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地の非農地決定申請審議

○議長（佐原悦司君） 続きまして、議案第4号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 10ページをお願いします。農地の非農地決定申請審議です。

申請番号15番です。

申請地は明科地域の6筆で、登記地目は田及び畑、面積は計3,099㎡、現況は山林原野化し、復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の47ページ、48ページでご確認ください。

現地確認を実施しており、明科地域委員会でも非農地と認められるものと確認しております。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、明科地域委員会から補足説明等ございましたら、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、原案どおり非農地とすることで決定をいたしますので、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

原案どおり非農地化ということで決定をいたします。

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 11ページをお願いします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明申請審議です。

相続税の納税猶予に関する適格者証明申請審議については、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であるかを農業委員会が確認し、証明書を交付することとなっております。

申請番号9番については、豊科地域の11筆で、登記地目は田、面積は計1,720㎡です。

該当の農地については、豊科地域委員会で適正に耕作されていることが確認されております。

位置等につきましては、別冊資料49ページから51ページでご確認ください。

ご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、豊科地域委員会から補足説明等ございましたらお願いをします。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、これより採決に移ります。

本案件につきまして、原案どおり証明書の交付を承認することを賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により、証明書の交付を承認いたします。

議案第6号 農地利用集積計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） 続きまして、議案第6号 農地利用集積計画審議（所有権移転）につきまして上程をし、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 12ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について、安曇野市長から決定を求められていますのでご説明いたします。

整理番号58番です。権利の移転をする土地は豊科地域で、登記地目は田、面積は2,050㎡、目的は公社買入れ、移転・引渡しの時期ともに令和7年1月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の52ページでご確認ください。

続いて、整理番号59番です。権利の移転をする土地は穂高地域の8筆で、登記地目は田及び畑、面積は計5,350㎡、目的は水稻・野菜、移転・引渡しの時期ともに令和7年1月15日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の53ページでご確認ください。

続いて、13ページをお願いします。

整理番号60番です。権利の移転をする土地は穂高地域で、登記地目は畑、面積は358㎡、目的は水稻育苗、移転・引渡しの時期ともに令和7年1月15日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の54ページでご確認ください。

続いて、整理番号61番です。権利の移転をする土地は三郷地域の2筆で、登記地目は畑、面積は計2,546㎡、目的はリンゴ、移転・引渡しの時期ともに令和7年1月15日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の55ページでご確認ください。

続いて、整理番号62番です。権利の移転をする土地は三郷地域の2筆で、登記地目は田、面積は計3,764㎡、目的は売買、移転・引渡しの時期ともに令和7年1月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の56ページ、57ページでご確認ください。

14ページをご覧ください。

整理番号63番です。権利の移転をする土地は三郷地域で、登記地目は田、面積は1,701㎡、目的は売買、移転・引渡しの時期ともに令和7年1月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の58ページでご確認ください。

続いて、整理番号64番です。権利の移転をする土地は三郷地域の3筆で、登記地目は田及び畑、面積は計3,915㎡、目的は売買、移転・引渡しの時期ともに令和7年1月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の59ページでご確認ください。

15ページをお願いします。

整理番号65番です。権利の移転をする土地は堀金地域の5筆で、登記地目は田及び畑、面積は計3,426㎡、目的は売買、移転・引渡しの時期ともに令和7年1月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の60ページでご確認ください。

続いて、整理番号66番です。権利の移転をする土地は堀金地域で、登記地目は畑、面積は2,792㎡、目的は売買、移転・引渡しの時期ともに令和7年1月20日、法律関係は売買です。位置等につきましては、別冊資料の61ページでご確認ください。

続いて、整理番号67番です。権利の移転をする土地は堀金地域で、登記地目は畑、面積は240㎡、目的は売買、移転・引渡しの時期ともに令和7年1月20日、法律関係は売買です。位置等につきましては、別冊資料の62ページでご確認ください。

以上10件ですが、全ての案件について改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、整理番号58番から67番までの10件でございます。ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして原案どおり決定することに賛成の皆さんの挙手をお願いいたします。
（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により、原案どおり農地利用集積計画審議（所有権移転）を決定いたします。

議案第7号 農地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第7号 農地利用集積計画審議（利用権設定）につきまして上程いたします。

農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により、議員番号2番、中島委員、3番、山田委員、5番、堀内委員、9番、齋藤委員につきましては、参考人として出席していただきますが、決定に加わることはできませんので、あらかじめご承知をお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 16ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画の利用権設定について、安曇野市長から決定を求められていますのでご説明いたします。

公告日は令和6年12月26日です。設定件数は総計403件、面積が175万2,628.59㎡です。うち新規分は総計84件、面積が37万4,114㎡です。期間別設定面積は、1年から10年までの期間で設定があり、詳細は一覧のとおりです。

設定筆数は総計1,079筆で、耕作者は103人、所有者が363人となっております。利用権設定の一覧は17ページから48ページです。49ページは中間管理事業一括方式分です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

地元の関係するところをしっかりとご覧をいただきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり農地利用集積計画審議（利用権設定）を決定いたします。

議案第8号 農地利用集積促進計画審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第8号 農地利用集積促進計画審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 50ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の権利移転について、安曇野市長から意見を求められていますのでご説明いたします。

設定件数は1件、面積が2,911㎡、期間は3年です。設定筆数は総計3筆で、全て田です。借受人は1人となっております。

51ページは計画書です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ご意見がなければ、採決に移ります。

本案件につきまして、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり農地利用集積促進計画審議に異議なしとして意見を送付いたします。ありがとうございます。

議案第9号 安曇野市都市計画審議委員の推薦

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第9号 安曇野市都市計画審議委員の推薦を上程いたしま

す。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 都市計画課から、安曇野市都市計画審議会委員の推薦依頼がありました。今まで丸山会長代理が審議委員会委員となっておりますが、任期が令和7年1月26日で満了となることから、改選に伴う推薦依頼であります。審議会委員の任期は令和7年1月27日から令和9年1月26日までの2年間となっております、引き続き丸山会長代理に都市計画審議会委員をお願いしたいと考えております。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） なければ、これより採決に移ります。

本案件につきまして、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、安曇野市都市計画審議委員会に丸山会長代理を推薦することといたします。

○議長（佐原悦司君） 以上をもちまして、議事のほうを終了いたします。